

国立研究開発法人産業技術総合研究所委託研究規程

制定 平成13年4月1日 13規程第24号

最終改正 平成27年3月9日 26規程第71号 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が委託する研究（以下「委託研究」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「知的財産権」とは、国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程（13規程第26号）第2条に規定する権利、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権及び外国における前記の権利に相当する権利並びにその他一切の知的財産権をいう。

(委託研究の実施基準)

第3条 研究所は、委託しようとする研究が次の各号に掲げる基準を満たしているときは、その研究を研究所以外の者に委託することができる。

- 一 国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号）第11条に定める業務のいずれかに該当すること。
- 二 経済産業大臣から認可を受けた中長期計画の範囲の研究であること。
- 三 自ら実施することよりも委託して実施することが効率的であること。

(受託者の選定)

第4条 研究所は、前条の基準を満たした研究を研究所以外の者に委託しようとするときは、その研究の目的、内容、方法及び時期並びに経済性等を考慮して、研究の実施に最も適当と認められる者を、原則、公募により受託者と選定するものとする。ただし、当該研究が次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。

- 一 研究所が提案の段階で、委託先を明記して提案し採択された受託研究に基づく場合
- 二 契約予定額が100万円を超えない場合
- 三 前2号以外であって、理事長が特に必要と認めた場合

(公告)

第4条の2 研究所は、前条の規定により公募に付するときは、次に掲げる事項について掲示、その他の方法により公告するものとする。

- 一 公募に付する事項
- 二 公募対象者の条件
- 三 公募期限
- 四 その他必要な事項

(委託研究契約審査委員会)

第4条の3 研究所に、委託研究に関する契約（以下「契約」という。）の重要事項を審査す

る委託研究契約審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- 一 第4条に規定する公募による受託者の選定に関すること。
- 二 その他契約に係る重要事項に関すること。

3 委員会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

（契約の締結）

第5条 研究所と受託者は、別に定める委託研究契約書を標準として、契約を締結する。

（契約の公表）

第5条の2 研究所は、前条の規定により締結した契約のうち、契約金額が100万円を超える随意契約（研究所の行為を秘密にする必要があるものを除く。）について、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 契約の名称
- 二 契約者の氏名並びに所属する部署の名称及び所在地
- 三 契約を締結した日
- 四 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- 五 随意契約によることとした理由
- 六 契約金額
- 七 契約の相手方に研究所の役職員であった者が役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
- 八 その他必要と認められる事項

2 研究所は、前項に掲げる事項を公表する場合は、契約を締結した日の翌日から起算して72日以内に研究所のホームページに掲載する方法により公表する。ただし、各事業年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内に公表するものとする。

3 前項の規定による公表は、契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日まで研究所のホームページに掲載することができる。

（委託費等）

第6条 委託研究に要する経費（以下「委託費」という。）は、委託研究を実施するために必要と見込まれる経費の合計額とする。

2 研究所は、委託費を限度として、委託研究の実施に要した経費を受託者に支払う。

3 委託研究の実施に要した経費の額は、受託者が受託研究の完了後に提出する清算書に記載された額のうち研究所が妥当と認めた額とする。

4 受託者は、委託費の使用に関して、次の各号に掲げる事項を遵守する。

- 一 委託費は委託研究以外の目的に使用しないこと。
- 二 委託研究の実施に要した経費の支出明細書を明らかにすること。

（再委託）

第7条 研究所は、受託者が委託研究の全部を第三者に再委託することを認めない。ただし、再委託に優位性その他必要性がある場合には、研究所は、受託者が委託研究の一部を第三者に再委託することを認めることができる。

(機密保持)

第8条 受託者は、委託研究に関して知り得た機密に属する事項を第三者に漏洩してはならない。

(委託研究の報告)

第9条 受託者は、委託研究の完了後、その成果報告書を契約で定める期間内に提出する。

2 受託者は、委託研究の期間中、研究所が必要があると認めたときは、委託研究の中間報告を行う。

3 受託者は、委託研究の成果を公表しようとするときは、書面により予め研究所の同意を得なければならない。

(契約の変更及び解除)

第10条 研究所は、天災その他やむを得ない事由がある場合には、契約を変更し、又は解除することができる。

(設備等の帰属)

第11条 受託者が委託研究を行うことにより取得した設備等の所有権は、研究所に帰属する。

2 研究所は、受託者の希望により、委託研究により研究所に帰属した設備等を貸与し、又は譲渡することができる。

(知的財産権の帰属等)

第12条 研究所と受託者との間に別段の合意がある場合を除き、委託研究において、受託者の知的活動から発生した発明等に係る知的財産権は、受託者が所有する。

2 委託研究において受託者の知的活動から発生した発明等に係る知的財産権について、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第19条の規定が適用された場合には、研究所は、その知的財産権を受託者から譲り受けないことができる。

(実施契約)

第13条 国立研究開発法人産業技術総合研究所共同研究規程(13規程第22号)第13条の規定は、委託研究において発生した発明等に係る知的財産権について実施契約を締結する場合に準用する。この場合において、同条中「本知的財産権を実施許諾する場合及び第9条の規定により独占的实施権を付与する場合」とあるのは「委託研究において発生した発明等に係る研究所と受託者が共有する知的財産権を実施許諾する場合並びに受託者及び受託者が指定する者以外には実施許諾を行わない権利を付与する場合には」と読み替えるものとする。

(研究成果の公表)

第14条 研究所は、委託研究の成果を公表する。

(適用除外)

第15条 研究所は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を委託研究又は受託者等に対して適用しないことができる。

- 一 受託者が、国、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方公共団体その他公法人、並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校及び公立学校である場合
- 二 その他、特別な事情がある場合

附 則（13規程第24号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（18規程第71号・一部改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（20規程第14号・一部改正）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（22規程第39号・一部改正）

この規程は、平成22年7月29日から施行する。

附 則（26規程第63号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成26年11月14日から施行し、平成26年11月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 研究所がこの規程の適用前に締結した第5条の委託研究契約に基づく知的財産権の実施契約に係る事項については、なお従前の例による。

2 研究所がこの規程の適用前に締結した前項の契約を変更する場合において、研究所が必要と認めるときには、なお従前の例によることができる。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。